

各支部御中

一般財団法人 全日本剣道道場連盟

全道連維持会員 休会の取り扱いについて

1. 休会団体とは

少年剣士の在籍が少なく、かつ諸事情で本部及び支部の年会費が負担できない団体で、少年剣士達の増加が見られた場合、再度入会の意思がある団体。

2. 休会団体の取り扱い方法

- ① 支部より、その団体の内容を確認の上、休会申請があること。
- ② 休会届を本部が受けた日より、2年間を休会扱いとする。
- ③ この間に、再入会届けを提出した団体は、入会金を免除する。
- ④ 休会中は、本部からの連絡事項はなされない。又、本部発刊の維持会員名簿及びホームページ等には会員道場として掲載しない。
- ⑤ 期間経過後は、本部に置ける休会会員名簿より削除し、脱会扱いとする。
- ⑥ 脱会後の入会は新規扱いとし、新たに入会届及び、入会金を要する。

以 上